

二酸化炭素の貯留事業に関する法律第五条第一項第二号ニの法人を定める政令案 参照条文

(参照法令一覧)

○二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和六年法律第三十八号) (抄) 1

○二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）（抄）

（特定事業者の選定等）

第五条 経済産業大臣は、前条第二項の申請書を受理したときは、その申請に係る募集の期間の終了後遅滞なく、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 （略）

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ この法律に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ロ 第十九条第三項の規定により貯留事業等の許可（前条第一項、第十条第一項又は第十二条第一項の許可をいう。以下同じ。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

ハ （略）

ニ 貯留事業者等で法人であるものが第十九条第三項の規定により貯留事業等の許可を取り消された場合において、その取消しの原因となつた事実が発生した当時現に当該貯留事業者等の親会社等（その法人の経営を実質的に支配することが可能となる関係にある法人として政令で定めるものをいう。ち並びに第百八条第二号ニ及びチにおいて同じ。）であつた法人で、その取消しの日から五年を経過しないもの

ホ （略）

ヘ 法人であつて、その業務を行う役員のうちイからハまで又はホのいずれかに該当する者があるもの

ト 暴力団員等がその事業活動を支配する者

チ 法人であつて、その者の親会社等がイ、ロ、ニ、ヘ又はトのいずれかに該当するもの

三〇七 （略）

二〇五 （略）

（貯留事業等の許可の取消し等）

第十九条 （略）

二 （略）

3 経済産業大臣は、貯留事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、貯留事業等の許可を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により貯留事業等の許可又は試掘の許可の更新を受けたとき。

二 第五条第一項第一号、第十条第三項第一号又は第十二条第三項第二号（第十四条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる基準（経

理的基礎及び技術的能力に係る部分に限る。)のいずれかに適合しなくなったとき。

三 第五条第一項第二号イからチまでのいずれかに該当するに至ったとき。

四 前条第二項の規定による届出をしなかったとき。

五 前条第三項の経済産業省令で定める期間内に相続貯留事業等の譲渡がされないとき。

六 第三十七条第一項、同条第二項(第五十八条第三項において準用する場合を含む。)(若しくは第五十八条第一項の規定に違反して貯留事業等の事業に着手しないとき、又は第三十七条第五項(第五十八条第三項において準用する場合を含む。)(の規定に違反して引き続き一年以上休業したとき。

七 第四十二条又は第六十三条の規定による命令に違反したとき。

八 第三百三十条第一項の規定により貯留事業等の許可に付された条件に違反したとき。

4 (略)

(貯留層の探査の許可)

第七十条 貯留層の探査(地下の地層が貯留層に該当するかどうかを調査するために行う地質構造の調査であつて、貯留層の掘削を伴わず、かつ、地震探査法その他一定の区域を継続して使用するものとして経済産業省令で定める方法によるものをいう。以下単に「探査」という。)を行おうとする者は、経済産業大臣に申請して、その許可を受けなければならない。

25 (略)

(探査の許可の基準)

第八十条 経済産業大臣は、前条第一項の規定による申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、その申請を許可してはならない。

一 (略)

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ この法律に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ロ 第一百十条(第四号を除く。ハ及びニにおいて同じ。)(の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者

ハ (略)

ニ 前条第一項の許可を受けた者で法人であるものが第一百十条の規定によりその許可を取り消された場合において、その取消の原因となつ

た事実が発生した当時現に当該法人の親会社等であった法人で、その取消しの日から五年を経過しないもの

ホ (略)

ヘ 法人であつて、その業務を行う役員のうちイからハまで又はホのいずれかに該当する者があるもの

ト 暴力団員等がその事業活動を支配する者

チ 法人であつて、その者の親会社等がイ、ロ、ニ、ヘ又はトのいずれかに該当するもの

三〇六 (略)

(探査の許可の取消し)

第一百十條 経済産業大臣は、第一百七條第一項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により第一百七條第一項の許可又は前条第一項の規定による変更の許可を受けたとき。

二 その者が行う探査の方法が第八條第一号の経済産業省令で定める基準に適合しなくなったとき。

三 第八條第二号イからチまでのいずれかに該当するに至つたとき。

四 (略)

五 第三十條第一項の規定により第一百七條第一項の許可又は前条第一項の規定による変更の許可に付された条件に違反したとき。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 (略)

三 第二章第一節(試掘に係る部分に限る。)、同章第二節(試掘及び試掘権に係る部分に限る。)、同章第三節第三款、第六十五條(試掘に係る部分に限る。)、同章第四節(試掘に係る部分に限る。)、第五章及び第六章(試掘に係る部分に限る。)、第三百三十一條(第一号(第四條第一項、第十二條第一項、第十四條第一項及び第二百十條第一項に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、第三百三十二條第二項(試掘者に係る部分に限る。)、第三百三十三條(前号に掲げる規定及び第十條第一項に係る部分を除き、試掘に係る部分に限る。)、第三百三十四條(試掘に係る部分に限る。))並びに第三百三十七條第二項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。))並びに附則第七條、第八條、第十條から第十二條まで、第十七條及び第十九條から第二十一條までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日